

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年1月27日
【中間会計期間】	第15期中（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）
【会社名】	株式会社エーティーエルシステムズ
【英訳名】	ATL SYSTEMS INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役 内藤 治生
【本店の所在の場所】	山梨県甲府市相生一丁目4番23号
【電話番号】	055（220）6456
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小野純一
【最寄りの連絡場所】	山梨県甲府市相生一丁目4番23号
【電話番号】	055（220）6456
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小野純一
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
会計期間	自平成15年 5月1日 至平成15年 10月31日	自平成16年 5月1日 至平成16年 10月31日	自平成17年 5月1日 至平成17年 10月31日	自平成15年 5月1日 至平成16年 4月30日	自平成16年 5月1日 至平成17年 4月30日
売上高(千円)	230,549	270,351	318,997	630,570	722,184
経常利益又は経常損失() (千円)	30,972	66,448	7,039	40,782	51,046
当期純利益又は中間(当期)純損 失()(千円)	31,262	68,600	7,084	40,202	53,488
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	448,245	448,245	523,285	448,245	523,285
発行済株式総数(株)	7,700	7,700	8,638	7,700	8,638
純資産額(千円)	191,823	194,688	352,796	263,289	359,881
総資産額(千円)	348,859	471,227	606,898	423,803	747,218
1株当たり純資産額(円)	24,912.21	25,284.19	40,842.35	34,193.40	41,662.55
1株当たり当期純利益又は1株当 たり中間(当期)純損失() (円)	4,277.88	8,909.21	820.19	5,358.89	6,933.01
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	55.0	41.3	58.1	62.1	48.2
営業活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	7,881	15,180	18,815	15,175	61,912
投資活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	84,130	18,914	35,809	123,418	31,960
財務活動によるキャッシュ・フロ ー(千円)	109,691	24,810	101,538	135,143	287,735
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高(千円)	98,962	113,497	167,751	92,420	286,283
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	43 (2)	51 (4)	57 (4)	47 (-)	53 (5)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第13期については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第13期中、第14期中、第15期中及び第14期は、1株当たり中間当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年10月31日現在

従業員数(人)	57(4)
---------	-------

(注)従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工含む)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

前期に引き続き、当社のユーザである自治体、大手民間企業の得意先も増え、売上が増加いたしました（前年同期比18.0%増）。上期の営業損益は6,819千円の損失（前年同期は66,128千円の損失）となりました。

世界一のブロードバンド国家になった日本で、このブロードバンドのインフラを充分活用するために、今後のシステムはインターネットをシステム基盤としたシステムが中心になります。これを前提とした大量なネットワークアクセスによるハイトラザクシヨシステムや複雑な業務処理システムプロジェクトを遂行するために、プログラムの自動生成機能を有する開発フレームワークを大幅に進化させ高品質なシステム開発を安定的に展開することが可能になりました。ソースコードを自動生成し、システムの的に管理することにより開発初期の品質はもとより運用後も含めて長期的にプログラムの品質維持することが可能になりました。

業務システムの構築に関しましては、設計仕様書から自動的にプログラムコードを生成するプロジェクトも軌道に乗り、インターネット対応の業務システム構築の目処が立ったと考えております。現状、手薄なプロジェクトマネージャ、設計部門を強化することで、自社で設計からシステム構築、運用指導まで一貫して責任が取れるシステム受注が可能な段階に達したと考えております。このことにより、請負業からの脱出が図れ、高付加価値企業への道が開けると考えております。他方、XMLをコア技術にしたcontents management system(CMS)の構築に関しましては、世界中でCMSの定義が定まらない程の新規市場で、技術革新が早く、世界競争が始まりだしております。京都府庁、山梨県の観光サイト等新規受注を抱え、アプリケーション開発のエンジニアが不足している状況です。この部門は、世界の先頭を走っていることもあり、持ち込まれる案件も高度化しており、人材の補強は急務になっております。

アプリケーション開発は、旧来の手法で行えば納期短縮と利益の確保は可能になりますが、技術革新が激しい分野は、数年後には既存技術自身が陳腐化し、組織自体の競争力が無くなるのが明確ですので、利益の確保とエンジニアの養成を視野に入れながら、案件を受注せざるを得ないと考えております。

自治体のネットワークの設計、保守業務に関しましては、山梨県内では安定期に入りました。今後多くの組織が現状のネットワークのリプレースを行うことが予想されます。数千人規模の組織のネットワークをリプレース可能なノウハウが獲得できれば、全国展開も可能と考えております。

Webベース化されたシステム構築は、当社が最も得意とする分野です。当社の業態は、過去の技術蓄積はもちろんです。人材の養成、確保が利益の源泉になります。社内体制の充実、顧客の要望に対応出来る組織作りが引き続き緊急の課題であると考えております。

当中間期においては、売上高は318,997千円と前年同期比18.0%増となりました。経常損益つきましては、売上高の増加はあったものの、売上原価及び販管費をカバーするに十分ではなく7,039千円の損失（前年同期は66,448円の損失）、中間純損益については、7,084千円の損失（前年同期は68,600千円の損失）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

（ITソリューション事業部）

ITソリューション事業部においては、「ATL Applications Suite」(A2Suite、エースクエア・スイート)をベースとしたe-businessコンサルティングとソリューションサービスの提供を中心に継続的に事業を行ってまいりました。

当中間期も引き続き既存顧客企業や新規顧客企業への提案営業やアライアンスパートナーとの協業を推進し受注活動に注力してまいりました。

上記の結果、当中間期売上高は210,586千円（前年同期比37.6%増）、中間期末受注残高は、56,250千円（前年同期比62.4%減）となっております。

（ソリューションサービス事業部）

当中間期においては、山梨県内を中心とする地方自治体等に対して、企画提案型の営業をコンセプトとしたネットワークシステム等のコンサル設計業務、Webシステムソリューションの提供、サポート業務等、ワンストップサービスを目指した営業活動に注力してまいりました。さらに、前年度までの山梨県内での導入実績に基づき、全国の自治体に拡販すべく営業活動も行ってまいりました。

上記の結果、当中間期売上高は108,410千円（前年同期比7.5%減）、中間期末受注残高は、177,815千円（前年同期比134.1%増）となっております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の減少等はありませんでしたが、税引前中間純損失6,794千円（前年同期は68,310千円の損失）の計上及び長短借入金の返済等があったことから、前期末に比べ118,531千円減少（前年同期は21,076千円の増加）し、当中間会計期間末には167,751千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、18,815千円（前年同期は15,180千円の増加）となりました。

これは主に、税引前中間純損失の計上を、売上債権の減少で賄ったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、35,809千円（前年同期は18,914千円減少）となりました。

これは主に、役員に対する短期貸付金の回収はあったものの出資金による支出が上まわったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、101,538千円（前年同期は24,810千円増加）となりました。

これは主に、短期及び長期借入金の純増によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	178,271	28.8
ソリューションサービス事業部	6,597	67.0
合計	184,868	16.7

(注) 金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	5,410	187.4
ソリューションサービス事業部	8,658	26.7
合計	14,068	61.4

(注) 金額は仕入価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当中間会計期間の受注状況を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ITソリューション事業部	242,114	7.0	56,250	62.4
ソリューションサービス事業部	216,053	32.7	177,815	134.1
合計	458,168	17.7	234,066	3.8

(注) 金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門等の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ITソリューション事業部	210,586	37.6
ソリューションサービス事業部	108,410	7.5
合計	318,997	18.0

（注）1．金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

2．最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日）		当中間会計期間 （自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
須玉町役場	13,333	4.9	-	-
南アルプス市役所	38,981	14.4	35,104	11.0
日本ヒューレット・パカード株式会社	37,500	13.9	42,088	13.2

3．本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社は、広く普及したインターネットへのニーズとより高速なネットワークの普及に対するニーズが、今まで以上に多分野に渡り高まるものと認識しており、今後もインターネットの要素技術であるWeb技術やネットワーク技術を積極的に用いた、業務システムへのニーズに引き続き応えていく方針であります。このため新しい関連ソフトウェア開発技術、アルゴリズムやインターネット関連技術など関連分野での研究開発に取り組んでおります。

このような状況下で、当社ではインターネット技術部及びITソリューション事業部技術部により、調査、研究、検証及び評価を行っているほか、ITソリューション事業部技術部において、自社APサーバ製品・フレームワーク製品及び開発ツール・検証ツールの研究・開発を継続的に行い、これらを実際のシステム開発案件の現場にて適用することにより品質の向上や生産性の向上に関する実証をしております。

当中間会計期間における研究成果は、「Windows/Linux環境下でのSOAP/WSDL(1)によるウェブサービス提供環境の扱い」、「IPv6(2)下のファイアウォールに関する研究および、IPv4との混成した環境下でのアプリケーションの扱い」、「PPTPおよびPPoEとその基礎技術となるPPP等のパフォーマンス向上」、「DHCPとファイアウォールの連動によるアクセス制御」等であります。また、当中間会計期間の研究開発費は、7,249千円であります。

研究開発の主な項目を列挙いたします。

- ・オブジェクト指向によるソフトウェア設計、生産性の向上を主たる目的とし、それぞれのプログラミング言語の適正分野に関する調査
- ・SOAP/WSDL(1)によるウェブサービスとそのセキュリティ
- ・情報セキュリティ管理BS7799(3)関連についての調査
- ・認証統合とその認証連動に関する研究
- ・802.1x/EAP(4)とLDAP(5)システム連動に関する調査

用語説明

1 SOAP(Simple Object Access Protocol)

WSDL(Web Services Description Language)

SOAPはネットワーク経由でオブジェクト間の通信を行う軽量のプロトコル。WSDLは、Web Serviceが提供する機能を記述するための、XMLベースの言語仕様の1つ。MICROSOFT社の.NETなどの基盤技術のとして用いられている。

2 IPv6

次世代のインターネットプロトコルとして、現在のインターネットプロトコル(IPv4)における諸問題(IPアドレスの枯渇など)を解決するとともに、新たな利用形態に対する要望に応えるため、IETF(The Internet Engineering Task Force;インターネットの標準規格設定団体)で標準化されたプロトコル。

3 BS7799

ISO/IEC15408と並んで現在最もポピュラーなセキュリティの規格で、BSI(英国規格協会)の企業・団体向けの情報システムセキュリティ管理のガイドラインのことを指す。特にセキュリティの運用管理に重点が置かれている点が特徴。実施基準・情報セキュリティ管理システム仕様。

4 802.1x(八チマルニーテンイチエックス)EAP(Extensible Authentication Protocol)

802.1xは、米国電気電子技術者協会(IEEE)で定義された、認証及び権限に関する新しい規格。802.1xEAPは、ホットスポット等ワイヤレスLANサービスなどにおけるユーザの認証技術として用いられつつある。802.1xEAPをサポートしているアクセスポイントは、ワイヤレスクライアントと認証サーバ間のインターフェイスとして機能する。認証サーバとは、アクセスポイントがLAN等を介して通信するRADIUS(6)サーバなどを指す。

5 LDAP(Lightweight Directory Access Protocol)

LDAPは、X.500のサブセット(全体のプロトコル仕様から一部の機能を取り出したもの)として開発された、インターネットやイントラネットなどのTCP/IPネットワークにおいて、ディレクトリ データベースにアクセスするためのプロトコル。

ディレクトリサービスとは、ディレクトリの考え方に基づくデータベースを用いて、指定されたことに対応した情報を提供する仕組みで、一般的に、ネットワークを利用するユーザのメールアドレスやユーザ環境に関する情報を管理するサービスが知られており、ユーザ名からこれらの情報を検索・抽出することができます。X.500は、汎用性の高いディレクトリ サービス プロトコルですが、その分、実装コスト(ソフトウェアの規模や開発コストなど)も高くなっております。そこで、LDAPが、WWWブラウザやメールソフトなどインターネット上で簡単に利用できるように、簡素化したプロトコルとして開発され、利用されています。

6 RADIUS(Remote Authentication Dial In User Service)

米リヴィングストン社が開発した認証システム。アクセス・サーバはユーザ名やパスワード等を、Radiusプロトコルを使用してRADIUSサーバへ送信し、ユーザが認証されれば接続を許可する仕組み。NAS(Network Access Server)がRadiusクライアントとなる。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡大、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	27,972
計	27,972

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 （株） （平成17年10月31日）	提出日現在発行数（株） （平成18年1月27日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	8,638	8,638	ジャスダック証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	8,638	8,638	-	-

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成17年1月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。）により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年7月20日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成17年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年12月31日）
新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	114	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	298,993	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 8月 1日から 平成20年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 298,993 資本組入額149,497	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても当社取締役または従業員であることを要する。 その他の権利行使条件は、平成13年7月20日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。	同左

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年7月20日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年12月31日)
新株予約権の数(個)	170	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	205,483	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 8月 1日から 平成21年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 205,483 資本組入額102,742	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても 当社取締役または従業員で あることを要する。 その他の権利行使条件 は、平成14年7月20日開催 の定時株主総会決議及びそ の後の取締役会決議に基づ き、当社と対象取締役及び 従業員との間で締結する新 株予約権付与契約に定める ところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその 他の処分をすることができ ない。 本新株予約権を譲渡する には、当社取締役会の承認 を要する。	同左

平成15年7月19日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年12月31日)
新株予約権の数(個)	254	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	254	254
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195,668	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 8月 1日から 平成22年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,668 資本組入額 97,834	同左
新株予約権の行使の条件	<p>権利の行使時においても当社取締役または従業員であることを要する。</p> <p>その他の権利行使条件は、平成15年7月19日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。</p> <p>本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。</p>	同左

平成16年7月17日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年12月31日)
新株予約権の数(個)	246	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	246	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	256,885	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 8月 1日から 平成23年 7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256,885 資本組入額 128,443	同左
新株予約権の行使の条件	権利の行使時においても 当社取締役または従業員で あることを要する。 その他の権利行使条件 は、平成16年7月17日開催 の定時株主総会決議及びそ の後の取締役会決議に基づ き、当社と対象取締役及び 従業員との間で締結する新 株予約権付与契約に定め るところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその 他の処分をすることができ ない。 本新株予約権を譲渡する には、当社取締役会の承認 を要する。	同左

商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成17年12月9日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年12月31日)
新株予約権の数(個)	-	16
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	本社債の発行価額と同額
新株予約権の行使期間	-	平成17年12月27日から 平成19年12月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)2
新株予約権の行使の条件	-	各新株予約権の一部行使 はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	-	本社債と本新株予約権の うち一方のみを譲渡するこ とはできない。
新株予約権付社債の残高(千円)	-	800,000

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(注) 2 転換価額は、当初505,000円とする。

転換価額の修正

(イ) 本新株予約権付社債の発行後、転換価額は、毎偶数月第4金曜日(但し、平成18年6月23日を初日とする。)(以下「修正日」という。)まで(同日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位を切り上げる。)(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌取引日以降、当該修正日価額に修正される。上記5連続取引日の間に下記に基づき調整の原因となる事由が発生した場合には、当該5連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上記(イ)の規定に基づく修正後の転換価額が252,500円(以下「下限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。)を下回る場合には修正後の転換価額は下限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が757,500円(以下「上限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。)を上回る場合には修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、上記(イ)及び(ロ)の規定に基づく修正後の転換価額で当該修正日における未償還の本社債の発行総額(以下「未償還発行総額」という。)を除いた数が、当該修正日における当社普通株式の授権株式数から発行済普通株式数を差し引いた数(以下「発行可能株式数」という。)を上回る場合は、修正後の転換価額は未償還発行総額を発行可能株式数で除した金額(円位未満小数第2位を切り上げる。)とする。

(ニ) 上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知する。

転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記(二)()に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日以降又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、機構に預託された本新株予約権付社債券に係る本新株予約権について行使請求がなされた場合、行使請求により発行・移転される株式は発行・移転の時に機構に預託されたものとみなされ、株券の交付は要しない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

() 下記(二)()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(八) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合には、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二) () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。

(ホ) 上記(ロ)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

() 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ヘ) 上記(ロ)の規定にかかわらず、上記(ロ)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記(ロ)に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。

(ト) 上記により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ロ)()但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(ヘ)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

資本組入額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成17年5月1日 ~ 平成17年10月31日	-	8,638	-	523,285	-	331,155

(4) 【大株主の状況】

平成17年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本アジアホールディングズ 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	1,645	19.04
内藤治生	山梨県甲府市丸の内三丁目23番7号	879	10.17
亜細亜証券印刷株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目25番7号	360	4.16
新海治夫	山梨県甲府市中央二丁目7番15号	175	2.02
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	154	1.78
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	125	1.44
古守泰典	山梨県甲府市幸町22番11号	108	1.25
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	107	1.23
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号 沢の鶴人形町ビル7Fエクイティ部証券管理 課	103	1.19
藤井芳子	岡山県岡山市平野188番3号	62	0.71
計	-	3,718	43.04

(注) 上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が476株あります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,638	8,638	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	8,638	-	-
総株主の議決権	-	8,638	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式476株(議決権の数476個)含まれておりません。

【自己株式等】

平成17年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(千円)	519	363	367	649	563	528
最低(千円)	185	280	287	295	387	425

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間（平成16年5月1日から平成16年10月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成16年5月1日から平成16年10月31日まで）及び当中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年10月31日)		当中間会計期間末 (平成17年10月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年4月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1 現金及び預金		113,697		172,553		290,084		
2 売掛金		74,959		60,396		151,634		
3 商品		1,251		520		832		
4 仕掛品		65,347		141,684		100,819		
5 貯蔵品		668		714		756		
6 立替金		804		726		600		
7 役員に対する短期 貸付金		80,000		50,000		80,000		
8 前渡金		11,890		5,250		-		
9 未収利息		3,208		-		-		
10 前払費用		7,316		8,486		6,417		
11 仮払金		6,869		4,831		19,635		
12 未収消費税等		-		-		3,783		
13 仮払消費税等	1	11,817		9,114		-		
14 その他		-		42		813		
貸倒引当金		1,380		1,118		2,779		
流動資産合計			376,450	79.9	453,200	74.7	652,597	87.3
固定資産								
(1)有形固定資産								
1 建物		12,984		12,984		12,984		
減価償却累計額		391	12,593	1,611	11,373	1,027	11,956	
2 車両及び運搬具		3,785		5,247		3,785		
減価償却累計額		2,574	1,211	1,571	3,675	2,996	788	
3 器具備品		59,575		74,276		69,067		
減価償却累計額		39,319	20,256	50,216	24,060	45,488	23,579	
計			34,060	7.2	39,109	6.4	36,324	4.9
(2)無形固定資産								
1 商標権		335		264		300		
2 ソフト制作費		2,880		-		-		
3 ソフトウェア		6,526		4,981		5,746		
4 その他		435		435		435		
計			10,178	2.2	5,682	0.9	6,482	0.9
(3)投資その他の資産								
1 投資有価証券		10,000		10,000		10,000		
2 出資金		50		57,925		50		
3 長期差入保証金		35,402		35,355		35,355		
4 長期債権		8,000		8,000		8,000		
貸倒引当金		4,000		4,000		4,000		
計			49,452	10.5	107,280	17.7	49,405	6.6

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年10月31日)		当中間会計期間末 (平成17年10月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年4月30日)				
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)			
固定資産合計			93,691	19.9		152,072	25.1		92,212	12.3
繰延資産										
新株発行費		1,085			1,625			2,408		
繰延資産合計			1,085	0.2		1,625	0.3		2,408	0.3
資産合計			471,227	100.0		606,898	100.0		747,218	100.0
(負債の部)										
流動負債										
1 買掛金		56,838			35,072			80,094		
2 短期借入金		60,000			60,000			140,000		
3 1年以内返済予定 の長期借入金		30,286			34,928			36,158		
4 未払金		22,296			3,785			14,540		
5 未払費用		23,561			27,464			22,309		
6 未払法人税等		1,357			1,846			3,468		
7 預り金		219			32			45		
8 前受金		7,155			778			-		
9 賞与引当金		14,204			17,918			14,135		
10 仮受消費税等	1	13,534			15,998			-		
流動負債合計			229,453	48.7		197,824	32.6		310,751	41.6
固定負債										
長期借入金		47,086			56,278			76,586		
固定負債合計			47,086	10.0		56,278	9.3		76,586	10.3
負債合計			276,539	58.7		254,102	41.9		387,337	51.8
(資本の部)										
資本金			448,245	95.1		523,285	86.2		523,285	70.0
資本剰余金										
資本準備金		256,115			331,155			331,155		
資本剰余金合計			256,115	54.4		331,155	54.6		331,155	44.3
利益剰余金										
中間(当期)未処理損失		509,671			501,643			494,558		
利益剰余金合計			509,671	108.6		501,643	82.7		494,558	66.2
資本合計			194,688	41.3		352,796	58.1		359,881	48.2
負債資本合計			471,227	100.0		606,898	100.0		747,218	100.0

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロ ー				
税引前中間(当 期)純損失		68,310	6,794	52,908
減価償却費		7,693	6,589	18,351
新株発行費償却		361	782	1,565
貸倒引当金増減 額(減少)		1,049	1,660	348
賞与引当金増減 額(減少)		2,854	3,783	2,785
有形固定資産売 却益		-	245	-
有形固定資産除 却損		1,595	-	1,861
為替差益		-	1,395	-
受取利息及び受 取配当金		1,619	786	1,745
支払利息		1,899	3,158	5,352
売上債権の増減 額(増加)		46,583	91,238	30,091
たな卸資産の増 減額(増加)		35,759	40,511	70,899
仕入債務の増減 額(減少)		36,879	45,022	60,136
その他の流動資 産の増減額(減 少)		25,264	1,510	16,984
その他の流動負 債の増減額(減 少)		51,769	9,831	24,298
小計		17,635	20,479	58,508
利息及び配当金 の受取額		25	1,586	2,560
利息の支払額		1,899	2,669	5,383
法人税等の支払 額		580	580	580
営業活動によるキ ャッシュ・フロー		15,180	18,815	61,912

		前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロ ー				
定期預金の預入 による支出		600	1,000	4,201
定期預金の払戻 による支出		2,400	-	2,400
有形固定資産の 取得による支出		28,109	9,305	37,601
有形固定資産の 売却による収入		-	976	-
無形固定資産の 取得による支出		5,824	-	5,824
短期貸付金の回 収による収入		5,000	-	5,000
役員に対する短 期貸付金の回収 による収入		-	30,000	-
投資有価証券の 取得による支出		10,000	-	10,000
出資金による支 出		-	56,480	-
保証金の払戻し による収入		19,969	-	20,016
保証金の差入に よる支出		1,749	-	1,749
投資活動によるキ ャッシュ・フロー		18,914	35,809	31,960
財務活動による キャッシュ・フロ ー				
短期借入金によ る収入		90,000	90,000	210,000
短期借入金の返 済による支出		120,000	170,000	160,000
長期借入金によ る収入		60,000	-	110,000
長期借入金の返 済による支出		5,190	21,538	19,818
新株の発行によ る収入		-	-	147,553
財務活動によるキ ャッシュ・フロー		24,810	101,538	287,735
現金及び現金同等 物の増減額(減少)		21,076	118,531	193,862
現金及び現金同等 物の期首残高		92,420	286,283	92,420
現金及び現金同等 物の中間期末(期 末)残高		113,497	167,751	286,283

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価 法	その他の有価証券 時価のないもの 同 左	その他の有価証券 時価のないもの 同 左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、製品、材料 先入先出法による原価 法 仕掛品 個別法による原価法	商品、製品、材料 同 左 仕掛品 同 左	商品、製品、材料 同 左 仕掛品 同 左
3. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 (2)無形固定資産	定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～18年 車両及び運搬具 2～3年 器具備品 4～15年 商標権 定額法 ソフト制作費 見込販売期間(3年間) に基づく均等償却 ソフトウェア(自社利用) 利用可能期間(5年間) に基づく均等償却	同 左 商標権 同 左 ソフト制作費 同 左 ソフトウェア(自社利用) 同 左	同 左 商標権 同 左 ソフト制作費 同 左 ソフトウェア(自社利用) 同 左
4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 (2)賞与引当金	売掛債権の貸倒れによる 損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回 収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しておりま す。 従業員の賞与の支払に備 えて、賞与支給見込額の当 中間会計期間負担額を計上 しております。	同 左 同 左	同 左 従業員の賞与の支払に備 えて、賞与支給見込額の当 事業年度負担額を計上して おります。
5. 中間キャッシュ・ フロー計算書(キ ャッシュ・フロー 計算書)における 資金の範囲	手許現金、随時引き出し 可能な預金及び容易に換金 可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスク しか負わない取得日から3ヶ 月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっており ます。	同 左	同 左
6. その他中間財務諸 表(財務諸表)作 成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、 税抜方式によっておりま す。	消費税等の会計処理 同 左	(1) 消費税等の会計処理 同 左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年10月31日現在)	当中間会計期間末 (平成17年10月31日現在)	前事業年度末 (平成17年4月30日現在)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺せず、それぞれ、流動資産に「仮払消費税等」、流動負債に「仮受消費税等」として表示しております。	1 同 左	1

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
1営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,617千円 受取配当金 1 雑収入 1,095 為替差益 -	1営業外収益のうち主要なもの 受取利息 785千円 受取配当金 1 雑収入 1,750 為替差益 1,395	1営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,618千円 受取配当金 127 雑収入 1,561 為替差益 -
2営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,899千円 支払保証料 773 新株発行費 361 償却 -	2営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,158千円 支払保証料 211 新株発行費 782 償却	2営業外費用のうち主要なもの 支払利息 5,352千円 支払保証料 1,893 新株発行費 1,565 償却
4特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 1,861千円	3特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 245千円 -	-
5減価償却実施額 有形固定資産 4,244千円 無形固定資産 3,448	5減価償却実施額 有形固定資産 5,789千円 無形固定資産 799	3減価償却実施額 有形固定資産 11,162千円 無形固定資産 7,414

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲載されている 科目の金額との関係 (平成16年10月31日現在)(千円) 現金及び預金勘定 113,697 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 200	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲載されている 科目の金額との関係 (平成17年10月31日現在)(千円) 現金及び預金勘定 172,553 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 4,801	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲載されている科目の金 額との関係 (平成17年4月30日現在)(千円) 現金及び預金勘定 290,084 預入期間が3ヶ月を超 える定期預金 3,801
現金及び現金同等物 113,497	現金及び現金同等物 167,751	現金及び現金同等物 286,283

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間(平成16年10月31日現在)

1.時価のある有価証券

該当事項はありません。

2.時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 10,000千円

当中間会計期間(平成17年10月31日現在)

1.時価のある有価証券

該当事項はありません。

2.時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

非上場株式 10,000千円

前事業年度(平成17年 4月30日現在)

1.時価のある有価証券

該当事項はありません。

2.時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

非上場株式 10,000千円

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (平成16年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成17年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

前事業年度末 (平成17年 4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
1株当たり純資産額 25,284.19円 1株当たり中間純損失 8,909.21円 失 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 40,842.35円 1株当たり中間純損失 820.19円 失 同左	1株当たり純資産額 41,662.55円 1株当たり当期純損失 6,933.01円 失 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成16年 5月 1日 至 平成16年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	前事業年度 (自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(千円)	68,600	7,084	53,488
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
中間(当期)純損失(千円)	68,600	7,084	53,488
期中平均株式数(株)	7,700	8,638	7,715
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成13年7月20日定時株主総会決議 新株引受権(新株引受権の数 114個) 平成14年7月20日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数 170個) 平成15年7月19日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数 254個) 平成16年7月17日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数 250個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成13年7月20日定時株主総会決議 新株引受権(新株引受権の数114個) 平成14年7月20日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数170個) 平成15年7月19日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数254個) 平成16年7月17日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数246個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成13年7月20日定時株主総会決議 新株引受権(新株引受権の数114株)。平成14年7月20日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数170株)。平成15年7月19日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数254株)。平成16年7月17日定時株主総会決議 新株予約権(新株予約権の数246株)。これらの概要は、「第4提出会社の状況1株主の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成16年5月1日至平成16年10月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成17年5月1日至平成17年10月31日)

当社は、平成17年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月26日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称
株式会社エーティーエルシステムズ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。また、本新株予約権付社債の社債権者を「本社債権者」という。)
2. 社債の発行総額
金8億円(額面総額8億円)
3. 各社債の金額 金5,000万円の1種
なお、各本新株予約権付社債を分割することはできない。
4. 社債券の形式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率
本社債には利息を付さない。
6. 発行価額
本社債の発行価額は額面100円につき金100円とし、本新株予約権の発行価額は無償とする。
7. 償還価額
額面100円につき金100円
8. 申込期日
平成17年12月26日
9. 払込期日及び発行日
平成17年12月26日
10. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全額をDKR Soundshore Oasis Holding Fund Limited に割当てる。
11. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 資金の用途
今回の新株予約権付社債発行による手取概算額790,000千円のうち500,000千円は、投資事業有限責任組合「JA日本リバイバル戦略ファンド1号」に投資し、290,000千円は当社事業の成長を促進する目的で、今後の企業買収、企業提携を行う資金に全額を充当する予定であります。なお、今後の企業買収及び企業提携につきましては、具体的になり次第、適時開示していく方針でございます。
13. 財務上の特約
(1) 当社は、未償還の本新株予約権付社債が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(商法第341条ノ2に定める新株予約権付社債のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、新株予約権を行使したときに、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、且つ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会決議が行われたものという。)に担保附社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。
(2) 本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

14. 償還の方法及び期限

- (1) 当社は、平成19年12月26日（償還期限）に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、その選択により、株式交換等の効力発生日までに、本新株予約権付社債の社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。
- (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも本社債を買い入れ、これを保有し、転売し又は消却することができる。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計16個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
転換価額は、当初505,000円とする。
転換価額の修正
 - (イ) 本新株予約権付社債の発行後、転換価額は、毎偶数月第4金曜日（但し、平成18年6月23日を初日とする。）（以下「修正日」という。）まで（同日を含む。）の5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位を切り上げる。）（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌取引日以降、当該修正日価額に修正される。上記5連続取引日の間に下記に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該5連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
 - (ロ) 上記（イ）の規定にかかわらず、上記（イ）の規定に基づく修正後の転換価額が252,500円（以下「下限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。）を下回る場合には修正後の転換価額は下限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が757,500円（以下「上限転換価額」という。但し、下記による調整を受ける。）を上回る場合には修正後の転換価額は上限転換価額とする。
 - (ハ) 上記（イ）及び（ロ）の規定にかかわらず、上記（イ）及び（ロ）の規定に基づく修正後の転換価額で当該修正日における未償還の本社債の発行総額（以下「未償還発行総額」という。）を除いた数が、当該修正日における当社普通株式の授権株式数から発行済普通株式数を差し引いた数（以下「発行可能株式数」という。）を上回る場合は、修正後の転換価額は未償還発行総額を発行可能株式数で除した金額（円位未満小数第2位を切り上げる。）とする。
- (二) 上記修正が行われる場合には、当社は、当該修正日に当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知する。
転換価額の調整
 - (イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記（ロ）に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- () 下記(二)()に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日以降又はかかる発行のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第19項の規定を準用する。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$
- この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- () 下記(二)()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合
調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全部が当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合には、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (二)() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ホ) 上記(ロ)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (ヘ) 上記(ロ)の規定にかかわらず、上記(ロ)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本第(4)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記(ロ)に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。
- (ト) 本第(4)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ロ)()但書に定める株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(ヘ)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。

(5) 本新株予約権の行使請求期間

平成17年12月27日から平成19年12月19日までとする。但し、当社が第14項に基づく本社債の繰上償還を行う場合は、償還日の3営業日前の日まで、当社が本社債の買入消却を行う場合は、当社が本社債を消却したときまで、また当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成19年12月19日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(9) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本社債権者が本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、且つ当該請求に基づく払込があったものとする。

(10) 本新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転される当社普通株式の利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）については、行使請求が5月1日から10月31日までの間になされたときは5月1日に、11月1日から翌年4月30日までになされたときは11月1日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。

(11) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債を添えて本項第(5)号の行使請求期間中に第23項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。但し、本新株予約権付社債が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合、かかる行使請求は機構を経由して行うものとする。

行使請求の効力は、行使請求に必要となる書類の全部が第23項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

16. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型の新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、平成17年12月9日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

前事業年度（自 平成16年 5月 1日 至 平成17年 4月30日）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第14期）（自 平成16年5月1日 至 平成17年4月30日）平成17年7月27日関東財務局長に提出。

2. 有価証券届出書（無担保転換社債型新株予約権付社債）及びその添付書類

平成17年12月9日関東財務局長に提出。

3. 有価証券届出書の訂正届出書

平成17年12月12日関東財務局長に提出。

平成17年12月9日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年1月27日

株式会社 エーティーエルシステムズ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 氏原 修一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星野 正司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーティーエルシステムズの平成16年5月1日から平成17年4月30日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成16年5月1日から平成16年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エーティーエルシステムズの平成16年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年5月1日から平成16年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年1月26日

株式会社 エーティーエルシステムズ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 氏原 修一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星野 正司 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エーティーエルシステムズの平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エーティーエルシステムズの平成17年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月26日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。